



臣等儀 猥りに庸劣ヲ以テ任テ外務ニ居
 ン風夜恐怖、以テ報効ヲ謀ルルヲ理術
 未約日改正ヲノ儀ヲ建ツテ所後採納ニ
 所ト為リ命ヲ奉テシテ其るニ當ル者ナリ
 陛下ノ所感徳ニ頼リ下ニ内閣同僚ヲ扶
 助ヲ得テ其業ヲ成ルニ至ントシテ不慮
 傷ヲ蒙ルル起テテるヲ視ル能ハサルモノニ
 月、其業ハ大ナリ 陛下尚ホ遣主臣ヲ

117
 130

賜ラズ天候屢々臨テ病ヲ訪ヒ且ツ恩賜
スル所アリ。聖恩溥溥、山・高ク海深シ
且唯感泣レヲ知ルレ。頃日高瘡好セニ
公恩ヘントスルニ及ヒ始テ、廟後ノ一変レテ所
業ヲ終正スルニ決スルヲ知ル。且、愚ヲ以テ
スルニ今ニ道ヲ前業ヲ変更スルハ往テ列
國ニ失センレヲ恐ル、加ルニ之ヲ終正シテ其ノ
成功ヲ期スルハ、且、力能ク及フ所ニアラス。幸
ニ以テ能ク以テ以テ、代ヘ、賜フニ敢
冒ヲ以テセハ、所、幸チカ之ニ加ヘン。